

(別表)

## 汎用申請対象手続一覧

## 【監視関係】

手続名称	根拠法令等
不開港入港届出(外国貿易船)	関税法(昭和29年法律第61号。以下「関法」という。)第20条第2項 関税法施行令(昭和29年政令第150号。以下「関令」という。)第18条第2項 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号。以下「関基」という。)20-7(1)
不開港入港届出(特殊船舶)	関法第20条の2第3項 関令第18条の2第6項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
不開港入港届出(外国貿易機)	関法第20条第2項 関令第18条第2項 関基20-7(1)
不開港入港届出(特殊航空機)	関法第20条の2第3項 関令第18条の2第7項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
不開港入港前報告(旅客に関する事項)(特殊船舶)	関法第20条の2第1項及び第2項 関令第18条の2第4項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
不開港入港前報告(乗組員に関する事項)(特殊船舶)	関法第20条の2第1項及び第2項 関令第18条の2第4項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
不開港出港届出(特殊船舶)	関法第20条の2第4項前段 関令第18条の2第8項 関基20の2-1(関基17-5を準用)
不開港出港届出(特殊航空機)	関法第20条の2第4項前段 関令第18条の2第9項 関基20の2-1(関基17-5を準用)
不開港出港時旅客情報提出(特殊船舶)	関法第20条の2第4項後段 関令第18条の2第8項 関基20の2-1(関基17-5を準用)
不開港出港時乗組員情報提出(特殊船舶)	関法第20条の2第4項後段 関令第18条の2第8項 関基20の2-1(関基17-5を準用)
税関空港出港時旅客予約記録情報報告(外国貿易機)	関法第17条第4項 関令第16条第4項
税関空港出港時旅客予約記録情報報告(特殊航空機)	関法第17条の2第3項 関令第16条の2第2項
不開港出港時旅客予約記録情報報告(外国貿易機)	関法第20条第4項 関令第18条第3項
不開港出港時旅客予約記録情報報告(特殊航空機)	関法第20条の2第6項 関令第18条の2第10項
沿海通航船等外国寄港届出	関法第22条 関令第20条第1項 関基22-1(1)
積荷目録事前報告(ドキュメント貨物)	関法第15条第9項 関令第13条第2項
積荷目録事前報告(利用者システム障害時等用)	関法第15条第9項 関令第13条第2項
不開港在港期間等変更申出	関基20-8
船移届出	関法第21条 関基21-6(1)
貨物の指定地外積卸許可申請	関法第24条第1項 関令第22条第2項 関基24-4(1)

手続名称	根拠法令等
船陸交通一括許可申請変更届出	関令第 22 条の 2 第 5 項
指定地外交通許可申請 (外国往来船又は外国往来航空機) (包括)	関法第 24 条第 1 項 関基 24-4(2)
船陸交通許可申請 (外国往来船又は外国往来航空機) (包括)	関法第 24 条第 2 項 関令第 22 条の 2 第 2 項 関基 24-5(2)
仮陸揚届出 (船用品等)	関法第 21 条 関令第 19 条 関基 21-2(1)
仮陸揚復路運送申告 (船用品等)	関法第 63 条第 1 項 関令第 53 条第 1 項 関基 21-4(2)
仮陸揚期間延長申出	関法第 21 条 関基 21-2(2)
外貨船機用品積込承認申告 (包括)	関法第 23 条第 1 項 関令第 21 条の 3 第 1 項 関基 23-2(2)
外貨船機用品積込 (包括) 訂正申出	関法第 23 条第 5 項 関令第 21 条の 5 第 2 項 関基 23-4(3)ロ、ハ
内貨船機用品積込承認申告 (包括)	関法第 23 条第 2 項 関基 23-13(2)
内貨船機用品積込 (包括) 訂正申出	関法第 23 条第 2 項 関基 23-13(2) (関基 23-4(3)ロを準用)
船機用燃料油振替積込承認申請	関基 23-15
とん税非課税理由証明申請	とん税法 (昭和 32 年法律第 37 号) 第 7 条 とん税法施行令 (昭和 32 年政令第 48 号。以下「とん令」という。) 第 4 条 とん税法及び特別とん税法基本通達 (昭和 47 年蔵関第 104 号。以下「とん基」という。) 7-6 特別とん税法 (昭和 32 年法律第 38 号) 第 6 条 (とん税法第 7 条を準用) とん基第 2 章 0-2 (第 1 章 7-6 を準用)
不開港出入許可申請 (航空機)	関法第 20 条第 1 項 関令第 18 条第 1 項 関基 20-6(1)
入港届提出 (報告書) (公用船)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律 (昭和 27 年法律第 112 号。以下「日米地位協定法」という。) 第 5 条第 1 項 特例法基本通達 (昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号) 第 1 章 5-2(1)
出港報告書提出 (公用船)	日米地位協定法第 5 条第 1 項 特例法第 1 章基本通達 5-2(2)
船長陳述書提出	関令第 12 条第 5 項
外貨船機用品積込承認申告	関法第 23 条第 1 項 関令第 21 条の 2 第 1 項 関基 23-2(1)
外貨船機用品積込期間延長承認申請	関法第 23 条第 4 項 関令第 21 条の 4 関基 23-5
内貨船機用品積込承認申告	関法第 23 条第 2 項 関令第 21 条の 2 第 2 項 関基 23-13(1)
減却 (廃棄) 承認申請 (船機用品)	関法第 23 条第 6 項 関令第 21 条の 6 第 3 項 関基 23-10
託送品輸出申告	関法第 67 条 関基 67-2-8(3)

手続名称	根拠法令等
託送品目録提出	関法第 15 条第 1 項、第 2 項、第 7 項及び第 8 項 関基 15-6
指定地外貨物検査許可申請（旅具）	関法第 69 条第 2 項 関令第 62 条 関基 69-1-2、69-3-2
外国貨物の指定場所外の検査の許可申請（旅具） （積戻し）	関法第 75 条（関法第 69 条第 2 項を準用）
不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告	関法第 67 条 関基 67-4-10(6)
支払手段等の携帯輸出・輸入申告	関法第 67 条 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 19 条第 3 項 関令第 58 条及び第 59 条 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 8 条の 2 外国為替に関する省令（昭和 55 年大蔵省令第 44 号）第 10 条
内国貨物運送申告	関法第 66 条 関令第 57 条（関令第 53 条第 1 項及び第 2 項を準用） 関基 66-2
証明書類交付申請（監視）	関法第 102 条第 1 項 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 123 条第 1 項 関令第 88 条第 1 項 関基 102-1
開庁時間外貨物積卸届	関法第 19 条 関令第 17 条
時間外執務要請届（監視）	関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項
船卸許可申請撤回申出書提出	関法第 16 条第 3 項 関令第 15 条の 2 第 2 項 関基 16-2 (2)、16-3
国際観光旅客税の過誤納金の還付請求	国税通則法第 56 条第 1 項
国際観光旅客税納付申出（個人・直納）	国際観光旅客税法（平成 30 年法律第 16 号）第 18 条第 1 項
国際観光旅客税納付申出（個人・MPN）	国際観光旅客税法第 18 条第 1 項
国際観光旅客税納付申出（運送事業者・直納）	国際観光旅客税法第 17 条第 1 項及び第 2 項
国際観光旅客税納付申出（運送事業者・MPN）	国際観光旅客税法第 17 条第 1 項及び第 2 項
国際観光旅客税の納税地の特例に係る承認申請	国際観光旅客税法第 13 条第 1 項 国際観光旅客税法施行令（平成 30 年政令第 161 号）第 6 条第 1 項
国際観光旅客税の納税地の特例に係る不適用の届出	国際観光旅客税法施行令第 6 条第 4 項
国際旅客運送事業の開廃等の届出	国際観光旅客税法第 20 条第 1 項及び第 2 項
国際旅客運送事業の異動に係る届出	国際観光旅客税法第 20 条第 3 項
国際旅客運送事業の承継に係る届出	国際観光旅客税法第 20 条第 4 項及び第 5 項
国際観光旅客税納税管理人に係る選任の届出	国税通則法第 117 条第 2 項
国際観光旅客税納税管理人に係る解任の届出	国税通則法第 117 条第 2 項

【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】

手続名称	根拠法令等
------	-------

手続名称	根拠法令等
違約品等廃棄関税払戻申請	関税定率法（明治43年法律第54号。以下「定率法」という。）第20条第2項、第3項及び第5項 関税定率法施行令（昭和29年政令第155号。以下「定率令」という。）第56条第3項、第56条の3（定率令第56条を準用）、第56条の4（定率令第56条を準用） 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号。以下「定率基」という。）20-11、20-15（定率基20-11を準用）、20-16（定率基20-11を準用）
国産困難航空機素材等の確認申請（定率法関係）	定率法第15条第1項 定率令第22条第1項 関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第6条第13号 定率基15-8
国産困難航空機素材等の確認申請（暫定法関係）	関税暫定措置法（昭和35年法律第36号。以下「暫定法」という。）第4条 関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号。以下「暫定令」という。）第7条 関税暫定措置法施行規則（昭和44年大蔵省令第39号）第1条の4 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号。以下「暫定基」という。）4-3
輸入期間延長承認申請（加工組立減税）	暫定法第8条第1項 暫定令第24条（定率令第5条の3を準用） 暫定基8-10
再輸入期間延長承認申請（加工又は修繕貨物）（経済連携協定）	暫定法第8条の7 暫定令第31条の3第2項（定率令第5条の3を準用） 暫定基8の7-7
再輸入期間延長承認申請（加工又は修繕貨物）	定率法第11条 定率令第5条の3 定率基11-6
再輸出期間延長承認申請（再輸出免税貨物）	定率法第17条第1項 定率令第37条の2 定率基17-3(2)
再輸出期間延長承認申請（輸入時と同一状態で再輸出される貨物）	定率法第19条の3第1項 定率令第54条の14 定率基19の3-4
違約品等保税地域搬入期間延長承認申請	定率法第20条第1項 定率令第56条の2 定率基20-3
外国貨物古包装材料引取免税申出	関基67-4-16(1)
外国貨物古包装材料引取免税申出（包括）	関基67-4-16(3)
輸入原料品等関税額証明申出	定率法第14条の2 定率令第16条の5 定率基14の2-1(5)
加工組立輸出貨物確認申請	暫定法第8条第1項 暫定令第22条第1項及び第2項 暫定基8-4(1)及び(3)
加工修繕輸出貨物確認申請（経済連携協定）	暫定法第8条の7 暫定令第31条の3第1項（暫定令第22条第1項及び第2項を準用） 暫定基8の7-2(1)及び(3)
加工修繕輸出貨物確認申請	定率法第11条 定率令第5条第1項 定率基11-3(1)及び(2)
再輸出減税貨物輸出届出	定率法第18条第4項（定率法第17条第3項を準用） 定率令第41条（定率令第39条第3項を準用） 定率基18-3（定率基17-7を準用）
再輸出免税貨物輸出届出	定率法第17条第3項 定率令第39条第3項 定率基17-7(1)

手続名称	根拠法令等
再輸出貨物に係る輸入確認申請	定率法第19条の3第1項 定率令第54条の13第1項 定率基19の3-2(1)
再輸出貨物に係る輸入確認申請 (納期限延長貨物)	定率法第19条の3第2項 定率令第54条の17(定率令第54条の13を準用) 定率基19の3-9(定率基19の3-2を準用)
滅却(廃棄)承認申請(違約品等)	定率法第20条第2項 定率令第56条第2項 定率基20-10
滅却(廃棄)承認申請(違約品等(納期限の延長))	定率法第20条第3項 定率令第56条の3(定率令第56条を準用) 定率基20-15(定率基20-10を準用)
滅却(廃棄)承認申請(違約品等(特例申告貨物))	定率法第20条第5項 定率令第56条の4(定率令第56条第2項を準用) 定率基20-16(定率基20-10を準用)
免税物品使用場所変更届(特定用途免税貨物)	定率法第15条第1項 定率令第26条第3項 定率基15-11(6)
学校等給食用のミルク及びクリームに係る業務の報告	暫定令第33条第6項
配合飼料用ミルク、クリーム、ホエイ、調整ホエイに係る業務報告	暫定令第33条第8項 暫定基9-11
でん粉糖等の製造に係る業務の報告	暫定令第33条第13項
農林漁業用重油及び粗油に係る業務の報告	定率令第60条第2項
高糖度原料糖の使用に係る業務の報告	暫定令第33条第15項
滅却(廃棄)承認申請書(再輸出免税貨物)	定率法第17条第5項(定率法第13条第7項を準用) 定率令第38条(定率令第11条第2項を準用) 定率基17-3(4)
滅却(廃棄)承認申請書(軽減税率適用貨物)	定率法第20条の2第3項(定率法第13条第7項を準用) 定率令第61条(定率令第11条第2項を準用) 定率基20の2-4(4)
滅却(廃棄)承認申請書(再輸出減税貨物)	定率法第18条第3項(定率法第17条第5項、第13条第7項を準用) 定率令第41条(定率令第38条、第11条第2項を準用)
特定用途(再輸出)免税貨物用途外使用届(特定用途免税貨物)	定率法第15条第1項 定率令第26条第1項 定率基15-11(3)
特定用途(再輸出)免税貨物用途外使用届(再輸出免税貨物)	定率法第17条第1項 定率令第37条第1項 定率基17-3(1)
用途外使用に該当しない用途の使用届	定率基15-11(1) 定率基20の2-3 暫定基10-1
農林漁業用無税重油等振替申請	定率基20の2-2(5)
輸入貨物評価(個別)申告Ⅰ	関令第4条第1項第3号及び第4号 関基7-8
輸入貨物評価(個別)申告Ⅱ	関令第4条第1項第3号及び第4号 関基7-8
輸入申告前の変質、損傷の場合の減税申請	定率法第10条第1項 定率令第3条第1項 定率基10-6
加工又は組立てに係る製品の減税申請	暫定法第8条第1項 暫定令第23条第1項 暫定基8-5
加工又は修繕のため輸出された貨物の免税申請 (経済連携協定)	暫定法第8条の7 暫定令第31条の3第1項(暫定令第23条第1項を準用) 暫定基8の7-3
加工又は修繕のため輸出された貨物の減税申請	定率法第11条 定率令第5条の2第1項 定率基11-4

手続名称	根拠法令等
製造用原料品の減税又は免税申請	定率法第13条第1項 定率令第7条第1項 定率基13-11
製造用原料品の譲許の便益の適用申請	暫定法第9条の2第1項 暫定令第33条の5第1項 暫定基9の2-11
水産加工製品の減税申請	定率法第14条の3第2項 定率令第16条の7第3項 定率基14の3-2(5)
標本等の特定用途免税申請	定率法第15条第1項第1号 定率令第19条第1項 定率基15-1(14)
寄贈物品の特定用途免税申請	定率法第15条第1項第2号から第5号 定率令第20条第1項 定率基15-2から15-6
博覧会等の特定用途免税申請	定率法第15条第1項第5号の2 定率令第21の2条第1項 定率基15-7(4)
航空機安全発着等物品の特定用途免税申請	定率法第15条第1項第8号 定率令第24条第1項 定率基15-8(8)
条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第1、3号）	定率法第15条第1項第10号 定率令第25条の3 定率基15-10(2)
条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第2号）	定率法第15条第1項第10号 定率令第25条の3 定率基15-10(2)
再輸出貨物の免税申請	定率法第17条第1項 定率令第34条 定率基17-2
再輸出貨物の減税申請	定率法第18条第1項 定率令第41条（定率令第34条を準用） 定率基18-1
輸出貨物製造用原料品の減税又は免税申請	定率法第19条第1項 定率令第49条（定率令第7条第1項を準用） 定率基19-2（定率基13-11を準用）
輸出貨物製造用原料品の減額申請	定率法第19条第5項 定率令第53条の4第1項 定率基19-21（定率基19-17を準用）
輸出貨物製造用原料品の控除申請	定率法第19条第6項 定率令第54条第2項 定率基19-22（定率基19-17を準用）
課税原料品等による製品を輸出した場合の免税申請	定率法第19条の2第1項 定率令第54条の3第1項 定率基19の2-4
課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税申請	定率法第19条の2第2項 定率令第54条の9 定率基19の2-10
保税工場等に入れた未納税原料品に係る減額申請	定率法第19条の2第3項 定率令第54条の10（定率令第54条の9を準用） 定率基19の2-12（定率基19の2-10を準用）
保税工場等に入れた輸入原料品に係る控除申請	定率法第19条の2第4項 定率令第54条の11（定率令第54条の9を準用） 定率基19の2-13（定率基19の2-10を準用）
輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税申請	定率法第19条の3第1項 定率令第54条の16 定率基19の3-5
輸入時と同一状態で再輸出される場合の減額申請	定率法第19条の3第2項 定率令第54条の17（定率令第54条の16を準用） 定率基19の3-9（定率基19の3-5を準用）

手続名称	根拠法令等
違約品等の再輸出の場合の戻し税申請	定率法第 20 条第 1 項 定率令第 56 条第 1 項 定率基 20-4
違約品等の再輸出の場合の減額申請（納期限の延長）	定率法第 20 条第 3 項 定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条第 1 項を準用） 定率基 20-15（定率基 20-4 を準用）
違約品等の再輸出の場合の控除申請	定率法第 20 条第 4 項 定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条第 1 項を準用） 定率基 20-16（定率基 20-4 を準用）
軽減税率の適用申請	定率法第 20 条の 2 第 1 項 定率令第 58 条第 1 項 定率基 20 の 2-1
小売用の容器入りのものにする事の証明に係る書面の提出	定率令第 69 条 定率法別表 2106・90 号の 2 の (2) の E の (a) のハの (ロ) の II 定率基 3-5
航空機の部分品等の免税申請	暫定法第 4 条 暫定令第 8 条第 1 項 暫定基 4-1
軽減税率適用に係る書面の提出	暫定法第 9 条 暫定令第 33 条第 1 項 暫定基 9-1
コンテナ修理用部分品の免税申請	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 257 号。以下「コンテナ特例法施行令」という。）第 3 条 特例法基本通達第 4 章 3-6
取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明	定率法第 4 条第 2 項ただし書 定率令第 1 条の 6 第 3 項 定率基 4-20
輸出申告撤回申出	関基 67-1-10
輸入（納税）申告撤回申出	関基 7-7 関基 67-3-7 関基 67 の 19-1 （予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）3(4)に規定する予備申告の取下げの申し出がなされる場合において、その申し出が輸入（納税）申告撤回申出書（税関様式 C 第 5245 号）を使用して行われるときを含む。）
船名・数量等変更申請	関基 67-1-11 関基 67-1-12 関基 67-1-13 関基 67-1-14 関基 67 の 3-1-9（関基 67-1-11 を準用） 関基 67 の 3-1-10（関基 67-1-12 を準用） 関基 67 の 3-1-11（関基 67-1-13 を準用） 関基 67 の 3-1-12（関基 67-1-14 を準用）
特定委託輸出申告包括申出	関基 67 の 3-2-1
特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート	関基 67 の 3-2-3
特例輸出貨物の輸出許可取消申請	関法第 67 条の 4 第 1 項 関基 67 の 4-1
マニフェストによる輸出入申告（ドキュメント）	関基 67-2-5 関基 67-4-6
合衆国軍隊の公用品等の対象となる貨物に係る免税物品輸出入申告	日米地位協定法第 6 条、第 7 条 特例法基本通達第 1 章 6-3、雑-1

手続名称	根拠法令等
合衆国軍隊の軍用品等の対象となる貨物に係る軍納物品輸出入申告	日米地位協定法第6条、第7条 特例法基本通達第1章6-3、雑-1
証明書類交付申請（業務）	関法第102条第1項 国税通則法第123条第1項 関令第88条第1項 関基102-1
時間外執務要請届（通関）	関法第98条第1項 関令第87条第3項 関基第98-1
賦課決定の請求	暫定法第12条の3第1項 暫定令第37条の2第1項 暫定基12の3-1
担保物／保証人変更承認申請	関令第8条の3第3項 関基9の6-8
担保物／保証人変更承認申請（とん税）	とん令第6条第1項（関令第8条の3を準用） 特別とん税法施行令（昭和32年政令第49号）第3条第2項（とん令第6条を準用） とん基9-6（関基9の6-8を準用）
担保保証期間非更新届出	関基9の6-6(8)
担保解除申請	関令第8条の4 関基9の6-10
過誤納金充当申出	関法第13条第7項 関令第10条第1項 関基13-5
輸入貨物評価(包括)申告Ⅰ	関令第4条第3項 関基7-8
輸入貨物評価(包括)申告Ⅱ	関令第4条第3項 関基7-8
輸入貨物評価(包括)一部変更届出	関令第4条第5項 関基7-13
輸入貨物評価(個別)申告Ⅰ(事前審査)	関基7-20
輸入貨物評価(個別)申告Ⅱ(事前審査)	関基7-20
関税評価に係る事前教示	関法第7条第3項 関基7-19の2(3)
事前教示照会（分類）	関法第7条第3項 関基7-18(3)
事前教示照会（原産地）	関法第7条第3項 関基7-18(3)
事前教示照会（減免税）	関法第7条第3項 関基7-19の4(3)
事前教示回答書(変更通知書)意見の申出	関法第7条第3項 関基7-18(8)
事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出	関法第7条第3項 関基7-19の2(9)
事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出	関法第7条第3項 関基7-19の4(7)
通関業許可申請事項変更届出	通関業法（昭和42年法律第122号。以下「業法」という。）第12条 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号。以下「業基」という。）12-1
通関士その他通関業務従業者氏名等届出	業法第22条第2項 通関業法施行令（昭和42年政令第237号。以下「業令」という。）第9条第1項 業基22-1
件数・料金その他通関業務関連事項報告	業法第22条第3項 業令第10条第1項 業基22-1
通関士試験受験申込	業法第30条 通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号。以下「業規」という。）第6条 業基26-1



手続名称	根拠法令等
通関士試験科目一部免除申請	業法第24条 業規第7条第1項 業基24-2
通関士確認届	業法第31条第1項 業令第13条 業基31-1

【知的財産関係】

手続名称	根拠法令等
認定手続に係る証拠、意見、回答期限延長の提出（輸出）	関令第62条の2第1項、第2項 関基69の3-1-3(1)、(2) 関基69の3-1-4(3)イ、ロ 関基69の3-2(2)ハ(イ)、(ロ)、(3)ハ(イ)、(ロ)
疑義貨物点検申請（輸出）	関令第62条の2第3項、第4項 関令第62条の4 関基69の3-1-5(1)
輸出取りやめ届出	関基69の3-2(2)イ、ニ、ホ
保護対象営業秘密に係る部分切除の申出（輸出）	関基69の3-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)
裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請（輸出）	関基69の3-1-7(1)
輸出差止申立て	関法第69条の4第1項 関令第62条の3 関基69の4-2(3)
輸出差止申立て（追加）	関基69の4-2(3)
輸出差止申立て（更新）	関基69の4-9(1)
輸出差止申立て（内容変更）	関基69の4-10(1)
輸出差止申立て（取下げ）	関基69の4-11(2)
経済産業大臣意見照会請求（輸出）	関令第62条の10 関基69の7-1(1)
特許庁長官意見照会請求（輸出）	関令第62条の10 関基69の7-4(1)
認定手続取りやめ請求（輸出）	関法第69条の10第1項 関令第62条の14 関基69の10-1(3)
認定手続に係る証拠、意見、争う旨、回答期限延長の提出（輸入）	関令第62条の16第1項、第2項、第4項第5号 関基69の12-1-3(1)、(2)、(3) 関基69の12-1-4(3)イ、ロ 関基69の12-2(2)ハ(イ)、(ロ)、(3)ハ(イ)、(ロ)
疑義貨物点検申請（輸入）	関令第62条の16第3項、第4項 関令第62条の18 関基69の12-1-5(1)
保護対象営業秘密に係る部分切除の申出（輸入）	関基69の12-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)
裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請（輸入）	関基69の12-1-7(1)
輸入差止申立て	関法第69条の13第1項 関令第62条の17 関基69の13-2(3)
輸入差止申立て（追加）	関基69の13-2(3)
輸入差止申立て（更新）	関基69の13-9(1)
輸入差止申立て（内容変更）	関基69の13-10(1)
輸入差止申立て（取下げ）	関基69の13-11(2)
輸入差止情報提供、輸入差止情報提供（継続）	関基69の13-12(2)ハ、(5)イ
見本検査承認申請	関令第62条の16第3項 関令第62条の24第1項 関基69の16-1(1)
見本返還不要同意、見本受領	関基69の16-1(2)、(3)
見本検査立会い申請	関法第69条の16第6項 関令第62条の26 関基69の16-4
経済産業大臣意見照会請求（輸入）	関令第62条の27 関基69の17-1(1)

手続名称	根拠法令等
特許庁長官意見照会請求（輸入）	関令第 62 条の 27 関基 69 の 17-4(1)
認定手続取りやめ請求（輸入）	関法第 69 条の 20 第 1 項 関令第 62 条の 31 関基 69 の 20-1(3)

【保税関係】

手続名称	根拠法令等
船機用品戻入届出	関法第 23 条第 6 項 関令第 21 条の 6 第 1 項 関基 23-8
見本一時持出(包括)許可申請	関法第 32 条 関令第 27 条 関基 32-4
外国貨物廃棄届出	関法第 34 条 関令第 29 条 関基 34-1
保税台帳電磁的記録保存届出	関法第 34 条の 2、関法第 61 条の 3、関法第 62 条の 7 (関法第 61 条の 3 を準用) 関基 34 の 2-4、関基 61 の 3-1 (関基 34 の 2-4 を準用)、関基 62 の 7-2 (関基 34 の 2-4 を準用)
税関職員派出申請	関法第 35 条 関令第 29 条の 3 関基 35-2
他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出	関法第 36 条 (関法第 34 条を準用) 関令第 30 条 (関令第 29 条を準用) 関基 36-1 (関基 34-1 を準用)
保税蔵置場許可申請	関法第 42 条第 1 項 関令第 35 条第 1 項 関基 42-7
保税工場許可申請	関法第 56 条第 1 項 関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 1 項を準用) 関基 56-8
保税展示場許可申請	関法第 62 条の 2 関令第 51 条の 8 (関令第 35 条第 1 項を準用) 関基 62 の 2-6
博覧会等の指定に関する承認申請	関税法施行規則 (昭和 41 年大蔵省令第 55 号) 第 6 条 関基 62 の 2-8
総合保税地域許可申請	関法第 62 条の 8 関令第 51 条の 9 関基 62 の 8-5
保税地域許可期間更新申請 (保税蔵置場)	関法第 42 条第 2 項 関令第 36 条第 1 項 関基 42-12
保税地域許可期間更新申請 (保税工場)	関法第 61 条の 4 (関法第 42 条第 2 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 36 条第 1 項を準用) 関基 61 の 4-9 (関基 42-12 を準用)
保税地域許可期間更新申請 (総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 42 条第 2 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 36 条第 1 項を準用) 関基 62 の 8-10
保税地域蔵置貨物種類変更届出	関令第 35 条第 3 項、関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 3 項を準用)、関令第 51 条の 15 (関令第 35 条第 3 項を準用) 関基 42-11、関基 56-14、関基 62 の 8-7
保税地域許可内容変更届出	関令第 35 条第 3 項、関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 3 項を準用)、関令第 51 条の 15 (関令第 35 条第 3 項を準用) 関基 42-11、関基 56-14、関基 62 の 8-7
同時蔵置特例届出	関基 42-5、関基 56-7 (関基 42-5 を準用)、関基 62 の 15-2 (関基 42-5 を準用)

手続名称	根拠法令等
同時蔵置特例変更届出	関基 42-5、関基 56-7 (関基 42-5 を準用)、関基 62 の 15-2 (関基 42-5 を準用)
外国貨物蔵置期間延長承認申請 (保税蔵置場)	関法第 43 条の 2 第 2 項 関令第 36 条の 2 関基 43 の 2-3
外国貨物蔵置期間延長承認申請 (保税工場)	関法第 61 条の 4 (関法第 43 の 2 第 2 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 36 条の 2 を準用) 関基 61 の 4-2
外国貨物蔵置期間延長承認申請 (総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 43 条の 2 第 2 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 36 条の 2 を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 43 の 2-3 を準用)
未承認貨物蔵置期間延長申請	関法第 43 条の 3 第 1 項 関令第 36 条の 4 関基 43 の 3-6
保税地域収容能力等変更届出 (保税蔵置場)	関法第 44 条第 1 項 関令第 37 条 関基 44-2、関基 50-2 (関基 44-2 を準用)
保税地域収容能力等変更届出 (保税工場)	関法第 61 条の 4 (関法第 44 条第 1 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 37 条を準用) 関基 61 の 4-9 (関基 44-2 を準用)、関基 61 の 5-1 (関基 44-2 を準用)
保税地域収容能力等変更届出 (保税展示場)	関法第 62 条の 7 (関法第 44 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 8 (関令第 37 条を準用) 関基 62 の 7-3 (関基 44-2 を準用)
保税地域収容能力等変更届出 (総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 44 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 37 条を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 44-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(他所蔵置場所にある貨物)	関法第 36 条第 1 項 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 30 条 (関令第 38 条を準用) 関基 36-1 (関基 45-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(指定保税地域にある貨物)	関法第 41 条の 3 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 34 条の 2 (関令第 38 条を準用) 関基 41 の 3-1 (関基 45-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(保税蔵置場にある貨物)	関法第 45 条第 1 項 関令第 38 条 関基 45-2
滅却(廃棄)承認申請(保税工場にある貨物)	関法第 61 条の 4 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 38 条を準用) 関基 61 の 4-9 (関基 45-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(保税展示場にある貨物)	関法第 62 条の 7 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 8 (関令第 38 条を準用) 関基 62 の 7-1
滅却(廃棄)承認申請(総合保税地域にある貨物)	関法第 62 条の 15 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 38 条を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 45-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(保税運送貨物)	関法第 65 条第 1 項 関令第 56 条 (関令第 38 条を準用) 関基 65-3
外国貨物の包括滅却承認申請	関法第 45 条第 1 項 関基 45-2
外国貨物亡失届出 (他所蔵置場所)	関法第 36 条第 1 項 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関令第 30 条 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 36-1 (関基 45-3 を準用)
外国貨物亡失届出 (指定保税地域)	関法第 41 条の 3 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関令第 34 条の 2 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 41 の 3-1 (関基 45-3 を準用)
外国貨物亡失届出 (保税蔵置場)	関法第 45 条第 3 項 関令第 38 条の 2 関基 45-3
外国貨物亡失届出 (保税工場)	関法第 61 条の 4 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 61 の 4-9 (関基 45-3 を準用)

手続名称	根拠法令等
外国貨物亡失届出（保税展示場）	関法第 62 条の 7（関法第 45 条第 3 項を準用） 関令第 51 条の 8（関令第 38 条の 2 を準用） 関基 62 の 7-3（関基 45-3 を準用）
外国貨物亡失届出（総合保税地域）	関法第 62 条の 15（関法第 45 条第 3 項を準用） 関令第 51 条の 15（関令第 38 条の 2 を準用） 関基 62 の 15-1（関基 45-3 を準用）
外国貨物亡失届出（保税運送貨物）	関法第 65 条第 4 項 関令第 56 条（関令第 38 条の 2 を準用） 関基 65-4（関基 45-3 を準用）
外国貨物亡失届出（特例輸出貨物）	関法第 67 条の 5 関令第 59 条の 11（関令第 38 条の 2 を準用） 関基 67 の 5-1（関基 45-3 を準用）
保税地域休廃業届出（保税蔵置場）	関法第 46 条 関令第 39 条第 1 項 関基 46-2、関基 50-1（関基 46-2 を準用）
保税地域休廃業届出（保税工場）	関法第 61 条の 4（関法第 46 条を準用） 関令第 50 条の 2（関令第 39 条第 1 項を準用） 関基 61 の 4-9（関基 46-2 を準用）、関基 61 の 5-1（関基 46-2 を準用）
保税地域休廃業届出（保税展示場）	関法第 62 条の 7（関法第 46 条を準用） 関令第 51 条の 8（関令第 39 条第 1 項を準用） 関基 62 の 7-3（関基 46-2 を準用）
保税地域休廃業届出（総合保税地域）	関法第 62 条の 15（関法第 46 条を準用） 関令第 51 条の 15（関令第 39 条第 1 項を準用） 関基 62 の 15-1（関基 46-2 を準用）
保税地域業務再開届出（保税蔵置場）	関令第 39 条第 2 項 関基 46-2
保税地域業務再開届出（保税工場）	関令第 50 条の 2（関令第 39 条第 2 項を準用） 関基 61 の 4-9（関基 46-2 を準用）
保税地域業務再開届出（保税展示場）	関令第 51 条の 8（関令第 39 条第 2 項を準用） 関基 62 の 7-3（関基 46-2 を準用）
保税地域業務再開届出（総合保税地域）	関令第 51 条の 15（関令第 39 条第 2 項を準用） 関基 62 の 15-1（関基 46-2 を準用）
保税蔵置場許可の承継の承認申請	関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項 関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項 関基 48 の 2-1
保税工場許可の承継の承認申請	関法第 61 条の 4（関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用） 関令第 50 条の 2（関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用） 関基 61 の 4-9（関基 48 の 2-1 を準用）
保税展示場許可の承継の承認申請	関法第 62 条の 7（関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用） 関令第 51 条の 8（関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用） 関基 62 の 7-3（関基 48 の 2-1 を準用）
総合保税地域許可の承継の承認申請	関法第 62 条の 15（関法第 48 条の 2 第 4 項を準用） 関令第 51 条の 15（関令第 39 条の 2 第 2 項を準用） 関基 62 の 15-1（関基 48 の 2-1 を準用）
保税作業開始届出	関法第 58 条 関令第 45 条第 1 項 関基 58-1
保税作業終了届出	関法第 58 条 定率法第 19 条の 2 第 5 項（関法第 58 条を準用） 関令第 45 条第 2 項 関基 58-2
保税作業種類変更届出	関令第 50 条の 2（関令第 35 条第 3 項を準用） 関基 56-14
内外貨混合使用承認申請（保税工場）	関法第 59 条第 2 項 関令第 47 条第 2 項 関基 59-2
内外貨混合使用承認申請（総合保税地域）	関法第 62 条の 15（関法第 59 条第 2 項を準用） 関令第 51 条の 15（関令第 47 条第 2 項を準用）

手続名称	根拠法令等
	関基 62 の 15-1 (関基 59-2 を準用)
保税工場外保税作業 (一括) 許可申請	関法第 61 条第 1 項 関令第 49 条第 1 項 関基 61-3
保税工場外保税作業 (個別) 許可申請	関法第 61 条第 1 項 関令第 49 条第 1 項 関基 61-3
総合保税地域外保税作業 (一括) 許可申請	関法第 62 条の 15 (関法第 61 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 1 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 61-3 を準用)
総合保税地域外保税作業 (個別) 許可申請	関法第 62 条の 15 (関法第 61 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 1 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 61-3 を準用)
保税工場外における保税作業期間の変更申請	関令第 49 条第 3 項 関基 61-4
保税工場外における保税作業場所の変更申請	関令第 49 条第 3 項 関基 61-4
総合保税地域外における保税作業期間の変更申請	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 61-4 を準用)
総合保税地域外における保税作業場所の変更申請	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 61-4 を準用)
外国貨物加工製造報告	関法第 61 条の 2 第 2 項、関法第 62 条の 15 (関法第 61 条の 2 第 2 項を準用) 関基 61 の 2-4、関基 62 の 15-1 (関基 61 の 2-4 を準用)
貨物の総量管理適用 (更新) 申出	関基 61 の 2-7
総量管理適用工場における外国貨物加工、製造等報告	関令第 49 条の 2 第 1 項 関基 61 の 2-7
保税展示場外使用許可申請	関法第 62 条の 5 関令第 51 条の 6 関基 62 の 5-1
保税展示場外における使用期間の変更申請	関令第 51 条の 6 第 2 項 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 5-2
保税展示場外における使用場所の変更申請	関令第 51 条の 6 第 2 項 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 5-2
総合保税地域外使用許可申請	関法第 62 条の 15 (関法第 62 条の 5 を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 51 条の 6 を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 62 の 5-1 を準用)
総合保税地域外における使用期間の変更申請	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 62 の 5-2 を準用)
総合保税地域外における使用場所の変更申請	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 62 の 5-2 を準用)
販売用貨物等の搬入に係る届出	関法第 62 条の 11 関令第 51 条の 13 関基 62 の 11-1
郵便物保税運送届出	関法第 63 の 9 第 1 項 関令第 55 条の 9 関基 63 の 9-1
時間外執務要請届出 (保税)	関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項 関基 98-1
証明書類交付申請 (保税)	関法第 102 条第 1 項 国税通則法第 123 条第 1 項 関令第 88 条第 1 項 関基 102-1
製造用原料品に係る製造工場承認申請	定率法第 13 条第 1 項 定率令第 6 条の 3 第 1 項 定率基 13-4
輸出貨物製造用原料品に係る製造工場承認申請	定率法第 19 条第 1 項 定率令第 49 条 (定率令第 6 条の 3 第 1 項を準用) 定率基 19-2 (定率基 13-4 を準用)
製造用原料品に係る製造工場承認申請	暫定法第 9 条の 2 第 1 項

手続名称	根拠法令等
(経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定令第33条の4第1項 暫定基9の2-4
製造工場の承認内容の変更に係る届出	定率基13-8
輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認内容の変更に係る届出	定率基19-2 (定率基13-8を準用)
製造工場の承認内容の変更に係る届出 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定基9の2-8
製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請	定率法13条第4項 定率令第8条 定率基13-12
輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請	定率法第19条第2項 (定率法第13条第4項を準用) 定率令第49条 (定率令第8条を準用) 定率基19-2 (定率基13-12を準用)
製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定法第9条の2第4項 暫定令第33条の6 暫定基9の2-12
製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届出	定率法第13条第5項、定率法第19条第2項 (定率法第13条第5項を準用) 定率令第9条第1項、定率令第49条 (定率令第9条第1項を準用) 定率基13-14、定率基19-4
飼料製造用原料品製造終了届出	定率法第13条第5項、暫定法第9条の2第5項 定率令第9条第1項、暫定令第33条の7 定率基13-14、暫定基9の2-15
製造用原料品の用途外使用等の承認申請	定率法第13条第6項ただし書 定率令第10条 定率基13-15
輸出貨物製造用原料品の用途外使用等の承認申請	定率法第19条第2項 (定率法第13条第6項を準用) 定率基19-2 (定率基13-15を準用)
製造用原料品の用途外使用等の承認申請 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定法第9条の2第6項ただし書 暫定令第33条の8 暫定基9の2-16
製造用原料品等の亡失に係る届出	定率法第13条第7項ただし書 定率令第11条第1項 定率基13-17
輸出貨物製造用原料品等の亡失に係る届出	定率法第19条第4項 (定率法第13条第7項ただし書を準用) 定率令第49条 (定率令第11条第1項を準用) 定率基19-2 (定率基13-17を準用)
製造用原料品等の亡失に係る届出 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定法第9条の2第7項ただし書 暫定令第33条の9第1項 暫定基9の2-18
製造用原料品等の滅却の承認申請	定率法第13条第7項ただし書、定率法第19条第4項 (定率法第13条第7項ただし書を準用) 定率令第11条第2項 定率基13-17
製造用原料品等の滅却の承認申請 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定法第9条の2第7項ただし書 暫定令第33条の9第2項 暫定基9の2-18
製造用原料品等の譲渡届出	定率令第11条の2 定率基13-19
輸出貨物製造用原料品の譲渡届出	定率令第49条 (定率令第11条の2を準用) 定率基19-2 (定率基13-19を準用)
製造用原料品等の譲渡届出 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定令第33条の10 暫定基9の2-20
課税原料品を使用する保税作業届出	定率法第19条の2第5項 (関法第58条を準用)
未納税原料品を使用する保税作業届出	定率法第19条の2第5項 (関法第58条を準用)
特例申告による輸入原料品を使用する保税作業届出	定率法第19条の2第5項 (関法第58条を準用)
違約品等保税地域搬入届出 (再輸出)	定率法第20条第1項 定率令第56条第1項 定率基20-2

手続名称	根拠法令等
違約品等保税地域搬入届出（廃棄）	定率法第 20 条第 2 項 定率令第 56 条第 2 項 定率基 20-2
違約品等保税地域搬入届出（再輸出（減額））	定率法第 20 条第 3 項 定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用） 定率基 20-15（定率基 20-2 を準用）
違約品等保税地域搬入届出（廃棄（減額））	定率法第 20 条第 3 項 定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用） 定率基 20-15（定率基 20-2 を準用）
違約品等保税地域搬入届出（再輸出（控除））	定率法第 20 条第 4 項 定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用） 定率基 20-16（定率基 20-2 を準用）
違約品等保税地域搬入届出（廃棄（控除））	定率法第 20 条第 5 項 定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用） 定率基 20-16（定率基 20-2 を準用）
小売業者承認申請	暫定法第 14 条第 1 項 暫定令第 39 条第 1 項 暫定基 14-1
免税コンテナ再輸出期間延長承認申請	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 46 年法律第 65 号。以下「コンテナ特例法」という。）第 4 条 コンテナ特例法施行令第 5 条 特例法基本通達第 4 章 4-1
免税コンテナ等の用途外使用の承認申請	コンテナ特例法第 4 条ただし書 コンテナ特例法施行令第 6 条 特例法基本通達第 4 章 4-2
免税コンテナ等の亡失の届出	コンテナ特例法第 5 条第 2 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） コンテナ特例法施行令第 7 条（定率令第 11 条を準用） 特例法基本通達第 4 章 5-2
免税コンテナ等減却承認申請	コンテナ特例法第 5 条第 2 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） コンテナ特例法施行令第 7 条（定率令第 11 条を準用） 特例法基本通達第 4 章 5-2
免税コンテナ等変質損傷減税申請	コンテナ特例法第 5 条第 2 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） コンテナ特例法施行令第 7 条（定率令第 11 条を準用） 特例法基本通達第 4 章 5-3
免税コンテナ記帳事務所報告	特例法基本通達第 4 章 6-4
国産コンテナ等確認申請	コンテナ特例法第 8 条 コンテナ特例法施行令第 11 条第 1 項 特例法基本通達第 4 章 8-1
国産コンテナ等確認証紙貼付事績報告	コンテナ特例法施行令第 11 条第 4 項 特例法基本通達第 4 章 8-3
コンテナの個別承認申請	コンテナ特例法第 13 条第 1 項 コンテナ特例法施行令第 15 条第 1 項 特例法基本通達第 4 章 13-1
コンテナの型式承認申請	コンテナ特例法第 14 条第 2 項（コンテナ特例法第 13 条第 1 項を準用） コンテナ特例法施行令第 16 条第 1 項 特例法基本通達第 4 章 14-1

【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】

手続名称	根拠法令等
特例輸入者の承認申請	関法第 7 条の 2 第 5 項 関令第 4 条の 5 第 1 項

手続名称	根拠法令等
	関基 7 の 2 - 5
特定保税承認者（保税蔵置場）の承認申請	関法第 50 条第 3 項 関令第 42 条第 1 項 関基 50 - 3
特定保税承認者（保税工場）の承認申請	関法第 61 条の 5 第 3 項 関令第 50 条の 4 第 1 項 関基 61 の 5 - 1（関基 50 - 3 を準用）
特定保税運送者の承認申請	関法第 63 条の 3 第 1 項 関令第 55 条の 5 第 1 項 関基 63 の 2 - 1
特定輸出者の承認申請	関法第 67 条の 3 第 5 項 関令第 59 条の 10 第 1 項 関基 67 の 3 - 4
認定製造者の認定申請	関法第 67 条の 13 第 1 項 関令第 59 条の 16 第 1 項 関基 67 の 13 - 1
認定通関業者の認定申請	関法第 79 条第 1 項 関令第 69 条第 1 項 関基 79 - 1
特例輸入者の承認内容変更届出	関法第 7 条の 2 第 1 項 関令第 4 条の 5 第 5 項 関基 7 の 2 - 8
特定保税承認者（保税蔵置場）の承認内容変更届出	関法第 50 条第 1 項 関令第 42 条第 5 項 関基 50 - 6
特定保税承認者（保税工場）の承認内容変更届出	関法第 61 条の 5 第 1 項 関令第 50 条の 4 第 5 項 関基 61 の 5 - 1（関基 50 - 6 を準用）
特定保税運送者の承認内容変更届出	関法第 63 条の 2 第 1 項 関令第 55 条の 5 第 6 項 関基 63 の 2 - 4、関基 63 の 2 - 5
特定輸出者の承認内容変更届出	関法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号 関令第 59 条の 10 第 5 項 関基 67 の 3 - 5（関基 7 の 2 - 8 を準用）
認定製造者の認定内容変更届出	関法第 67 条の 13 第 1 項 関令第 59 条の 16 第 6 項 関基 67 の 13 - 4
認定通関業者の認定内容変更届出	関法第 79 条第 1 項 業法第 12 条 関令第 69 条第 5 項 関基 79 - 4 業基 12 - 1
特例輸入者の承認取りやめ届出	関法第 7 条の 10 関令第 4 条の 13 関基 7 の 10 - 1
特定保税承認者（保税蔵置場）の承認取りやめ届出	関法第 52 条の 2 関令第 43 条の 2 関基 52 の 2 - 1
特定保税承認者（保税工場）の承認取りやめ届出	関法第 62 条（関法第 52 条の 2 を準用） 関令第 51 条第 2 項（関令第 43 条の 2 を準用） 関基 62 - 1（関基 52 の 2 - 1 を準用）
特定保税運送者の承認取りやめ届出	関法第 63 条の 6 関令第 55 条の 7 関基 63 の 6 - 1
特定輸出者の承認取りやめ届出	関法第 67 条の 9 関令第 59 条の 13（関令第 4 条の 13 を準用） 関基 67 の 9 - 1（関基 7 の 10 - 1 を準用）
認定製造者の認定取りやめ届出	関法第 67 条の 15 関令第 59 条の 17 関基 67 の 15 - 1
認定通関業者の認定取りやめ届出	関法第 79 条の 3 関令第 69 条の 2 関基 79 の 3 - 1



手続名称	根拠法令等
特例輸入者承認の承継の承認申請	関法第7条の13（関法第48条の2第2項、第4項を準用） 関令第4条の15第2項（関令第39条の2第1項、第2項を準用） 関基7の13-1
特定保税承認者（保税蔵置場）承認の承継の承認申請	関法第55条（関法第48条の2第2項、第4項を準用） 関令第44条の2第2項（関令第39条の2第1項、第2項を準用） 関基55-1
特定保税承認者（保税工場）承認の承継の承認申請	関法第62条（関法第48条の2第2項、第4項を準用） 関令第51条第2項（関令第39条の2第1項、第2項を準用） 関基62-1（関基55-1を準用）
特定保税運送者承認の承継の承認申請	関法第63条の8の2（関法第48条の2第2項、第4項を準用） 関令第55条の8の2第2項（関令第39条の2第1項、第2項を準用） 関基63の8の2-1
特定輸出者承認の承継の承認申請	関法第67条の12（関法第48条の2第2項、第4項を準用） 関令第59条の15第2項（関令第39条の2第1項、第2項を準用） 関基67の12-1（関基7の13-1を準用）
認定製造者認定の承継の承認申請	関法第67条の18（関法第48条の2第2項、第4項を準用） 関令第59条の19第2項（関令第39条の2第1項、第2項を準用） 関基67の18-1（関基7の13-1を準用）
認定通関業者認定の承継の承認申請	関法第79条の6（関法第48条の2第2項、第4項を準用） 関令第69条の4第2項（関令第39条の2第1項、第2項を準用） 関基79の6-1（関基7の13-1を準用）
外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出（届出蔵置場）	関法第50条第1項 関令第41条第1項 関基50-1
外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出（届出工場）	関法第61条の5第1項 関令第50条の3第1項 関基61の5-1（関基50-1を準用）
届出に係るみなし許可変更申出（兼保税蔵置場許可申請）	関法第50条第1項 関基50-1
届出に係るみなし許可変更申出（兼保税工場許可申請）	関法第61条の5第1項 関基61の5-1（関基50-1を準用）
外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届出（届出蔵置場）	関法第50条第1項 関基50-2
外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届出（届出工場）	関法第61条の5第1項 関基61の5-1（関基50-2を準用）
特定保税承認者（保税蔵置場）の承認更新申請	関法第50条第4項 関令第43条 関基50-7
特定保税承認者（保税工場）の承認更新申請	関法第61条の5第4項 関令第50条の5 関基61の5-1（関基50-7を準用）
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請（特例輸入者）	関法第7条の9第2項（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電帳法」という。）第4条、第5条を準用） 関令第4条の12第7項 関基7の9-2、関基7の9-5、関基7の9-7（関基7の9-2を準用）
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請（特定輸出者）	関法第67条の8第2項（電帳法第4条、第5条を準用） 関令第59条の12第6項（関令第4条の12第7項を準用）

手続名称	根拠法令等
	関基 67 の 8 - 2 (関基 7 の 9 - 2、関基 7 の 9 - 5、 関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出 (特例輸入者)	関法第 7 条の 9 第 2 項 (電帳法第 7 条第 1 項を準用) 関令第 4 条の 12 第 7 項 関基 7 の 9 - 3、関基 7 の 9 - 7 (関基 7 の 9 - 3 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出 (特定輸出者)	関法第 67 条の 8 第 2 項 (電帳法第 7 条第 1 項を準用) 関令第 59 条の 12 第 6 項 (関令第 4 条の 12 第 7 項を準用) 関基 67 の 8 - 2 (関基 7 の 9 - 3、関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出 (特例輸入者)	関法第 7 条の 9 第 2 項 (電帳法第 7 条第 2 項を準用) 関令第 4 条の 12 第 7 項 関基 7 の 9 - 4、関基 7 の 9 - 7 (関基 7 の 9 - 4 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出 (特定輸出者)	関法第 67 条の 8 第 2 項 (電帳法第 7 条第 2 項を準用) 関令第 59 条の 12 第 6 項 (関令第 4 条の 12 第 7 項を準用) 関基 67 の 8 - 2 (関基 7 の 9 - 4、関基 7 の 9 - 7 を準用)

【調査関係】

手続名称	根拠法令等
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請 (輸入者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 4 条、第 5 条を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94 - 2 (関基 7 の 9 - 2、関基 7 の 9 - 5、関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請 (輸出者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 4 条、第 5 条を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94 - 3 (関基 7 の 9 - 2、関基 7 の 9 - 5、関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出 (輸入者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 7 条第 1 項を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94 - 2 (関基 7 の 9 - 3、関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出 (輸出者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 7 条第 1 項を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94 - 3 (関基 7 の 9 - 3、関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出 (輸入者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 7 条第 2 項を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94 - 2 (関基 7 の 9 - 4、関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出 (輸出者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 7 条第 2 項を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94 - 3 (関基 7 の 9 - 4、関基 7 の 9 - 7 を準用)